

## 開 会

○幾度総務課長　それでは、定刻になりまして、まだ、何人かの先生方がお見えになっておられませんが、しばらくすればお見えになると報告がわたっておりますので、ただいまから国土審議会第24回計画部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、先日の人事異動によりまして、国土計画局の総務課長を拝命いたしました、幾度でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず始めに、6月1日より政府全体として、夏季の軽装に取り組んでおりますので、事務局の軽装につきまして、ご理解を賜りたいと思います。

また、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録ともに、原則公開することといたしまして、本日の会議も一般の方々に傍聴をいただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませよう、お願いをいたします。

まず議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料の束をご覧ください。

議事次第に続きまして、資料1に計画部会委員名簿がございます。それから続いて、資料2に「計画提案の整理について」という資料がございます。それから、資料3に「計画提案に係るブロック別の意見交換の状況について」という資料でございます。資料4が「各界からの提言等について」という資料でございます。資料5に「若年層の社会活動への参加について」というもの、そこまでが資料でございます。参考資料の1といたしまして、「第23回計画部会資料（国土形成計画に関する報告（素案）」）でございます。参考資料2でございますが、「第23回計画部会資料（同構成図）」でございます。最後に、参考資料3に、参考図表をつけさせていただいております。

以上の資料でございますが、何か不備がございましたら、事務局までお知らせをいただければと思います。

次に、前回の会議から、大分日がたっております、私どものほうにも人事異動がございましたので、異動者につきまして、ご紹介をさせていただきます。

まず始めに、竹歳国土交通審議官でございます。

○竹歳国土交通審議官　竹歳でございます。よろしくお願いいたします。

○幾度総務課長　続きまして、総合政策局担当の内田審議官でございます。

- 内田審議官 内田でございます。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 次に、小澤土地・水資源局長でございます。
- 小澤土地・水資源局長 小澤でございます。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 宮崎土地・水資源局次長でございます。
- 宮崎土地・水資源局次長 宮崎でございます。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 都市・地域整備局担当の内波審議官でございます。
- 内波審議官 内波でございます。
- 幾度総務課長 鈴木政策統括官でございます。
- 鈴木政策統括官 鈴木でございます。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 環境省総合環境政策局の弥元環境計画課長でございます。
- 弥元環境計画課長 弥元でございます。よろしくお願いいたします。
- 幾度総務課長 次に、事務局を務めております国土計画局の異動者をご紹介します。  
辻原国土計画局長でございます。
- 辻原国土計画局長 辻原でございます。よろしくお願いいたします。
- 幾度総務課長 西脇審議官でございます。
- 西脇審議官 西脇でございます。よろしくお願いいたします。
- 幾度総務課長 丹上審議官でございます。
- 丹上審議官 丹上でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 幾度総務課長 福本審議官でございます。
- 福本審議官 福本です。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 大野参事官でございます。
- 大野参事官 大野でございます。よろしくお願いします。
- 幾度総務課長 以上でございます。

それでは、以後の議事を、部会長にお願いをいたしたいと思えます。よろしくどうぞ。

- 森地部会長 どうもお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第を、ご覧いただきたいと思えます。

本日の議題は、最終報告に関する調査審議④、それからその他の2点でございます。本日は最終報告に関する調査審議の4回目として、計画提案等について調査審議いただきたいと思えます。

まず事務局より説明をお願いし、その後、ご議論いただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。それでは、事務局からご説明ください。

○鳥飼総合計画課長　それでは、資料の説明をさせていただきます。

4月以降、久方ぶりの計画部会となりましたので、まず、これまでの間の事務局の作業について、ご報告申し上げたいと思います。

事務局としては、大きな作業が2つございました。一つには、前回から検討を開始していただいております素案、この第2部の第4章の調整を、同じく4月から始まっておりました、道路の整備に関する国民アンケート等の様子なども見ながら進めること、これが一つでございます。それからもう一つは、今回初めて計画制度として入りました、都道府県及び政令市からの計画提案を、500件近くちょうだいしましたので、これに丁寧に対応していくということ、この2点でございます。

このうち計画提案につきましては、ある程度、事務局なりの整理ができましたので、本日ご報告させていただきます、ご意見をちょうだいしたいと考えております。また、本日のご議論を糧として、さらに素案の充実に努めていきたいと考える次第でございます。なお、素案の第2部第4章でございますが、これにつきましては、今しばらく時間をいただきたいと思っておりますので、次回以降のご議論とさせていただきますたく、ご理解のほどお願い申し上げます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

資料の説明の順でございますが、まず資料の3と4を説明させていただいた上で、資料2の厚い資料を説明させていただきます。その後、参考図表と資料5の説明をさせていただきたいと考えております。これらにつきまして、ご意見をちょうだいするとともに、4月からこれまでの時間変化や、経済社会情勢の変化などに伴い、素案でさらに検討すべきものなどについてのご議論も、本日していただければと考える次第でございます。

それでは、まず資料3をごらんください。

資料3「計画提案に係るブロック別の意見交換の状況について（報告）」でございます。今申し上げましたように、現時点で57団体から493件の計画提案をいただいているところでございます。これら計画提案について、事務局のほうで、各広域ブロックごとに、都道府県、政令市の部課長級の方々にお集まりいただきまして、本日もつけております参考資料の1の素案でございますけれども、これをもとに意見交換を行った次第でございます。意見交換においては、この4月の素案について、多くの出席された方々から、一定の評価をいただきましたが、これに加えて、これからご説明するような意見、提案等もあわせていただいたということでございます。

まず1ページの中ほど、下からですが、国土構造関係につきましては、日本海のみならず東シナ海も視野に入れるべき、あるいは東アジアだけでなく、欧米諸国等も重要である。さらには、東京一極集中の問題点、あるいは新たな国土軸発展のための方策ということなどについてのご意見がございま

した。

次に、地域整備の関係では、生活圏域形成に向けた支援策について、より具体的に記述できないか、あるいは中小都市の生活圏への留意、都心居住、住宅のリニューアル、さらにはニュータウンにおける住宅の老朽化問題への対応とございます。

2ページに参りまして、一番上の行からですが、高度経済成長期に整備した施設の老朽化への対応と、これも問題指摘がありました。

次に、5つほど並べて、中山間地域についてまとめてございますけれども、地域ごとの状況や、取り巻く背景等は多種多様であることから、その施策等も地域ごとに考慮したものにすべき。あるいは移動交通の問題が大きくあると。さらに2行ほど飛びまして、中山間地域を維持していくということの記述ができないか。あるいは、次ですが、中山間地域の国民的な意義を示し、そのために投資を行う必要があるという考えが入れられないか。さらに限界集落について、住民だけの問題ではなく、国土における意義等を踏まえたあるべき姿や、国土管理の観点からの記述ができないかといった意見がございました。

また、二地域居住でございますけれども、モデル地域を指定してという積極論がある一方で、次のポツのところですが、阻害要因を取り除くということについては理解できるけれども、積極的に進めるということまでいくと、現住地における活動時間の減少ということも、一方で伴うということが、背景にあると思いますが、疑念なしとせずという意見もございました。

次に、産業関係では、ライフサイエンス等に係る知的・産業クラスター間の連携、あるいは原子力発電の技術を他産業へ生かしていく、さらにはWTO等についての国内農業への影響への配慮というようなことについてのご指摘がありました。

3ページに参りまして、文化・観光の関係では、歴史都市の創世、あるいは歴史的資源をどうつくり直していくかという視点が必要ではないかという意見など。

また、交通・情報通信体系の関係では、骨格的な国土基盤整備について、国の責任による戦略的な投資として取り組むことの記述、あるいはハンディキャップを有しているブロックがあるということの認識といったご意見。

防災の関係では、風害対策の追加、あるいは被災地に係る住宅再建、首都機能のバックアップ場所に関する意見がございました。

国土資源の関係では、所有者以外の使用者による国土管理について、所有権との関係についての制度的な検討があるのではないかというようなご意見。

環境保全では、生物多様性の観点。

また新たな公の関係、一番下でございますが、離島や農山漁村等、担い手の確保が厳しい地域への配慮が必要というようなことをちょうだいしました。

4ページに参りまして、その他でございますが、地方分権の最近の動きを踏まえ、しっかりと記述していくべきという趣旨のご意見を、複数の団体からちょうだいしております。また、中ほどですが、子育て支援、あるいは安心して子供を産み、育てられる社会づくり、地方の医師不足についてのご意見もございました。

最後のグループでございますけれども、これは第3部にかかる部分でございますが、各広域ブロックの現況に係る記述について、さらに地域色を加えて出すことができないかといったご意見をちょうだいしております。

あらあら以上でございますが、このように多方面のご意見をちょうだいたしました。今後の素案の書き込み検討の中で、どのような工夫ができるか、さらに検討していきたいと考えております。

次に、資料4をお願いいたします。

資料4は、「各界からの提言等について」でございます。これにつきましては、3月に一度ご報告をしておりますけれども、その後いただいたご提案も含め、再度このように整理をさせていただきました。本日はこの中から、今回新たに加わりましたものについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、5ページをご覧いただきたいと思っております。

日本建設業団体連合会からのご意見でございますが、防災の関係で、2番目の丸でございますが、防災・減災の手段として、ハード対策が不可欠であり、災害に強い都市づくりのための具体策等について明示することが必要。あるいは、シームレスアジアの関係では港湾・空港の機能強化、交通アクセスの整備等が、シームレスアジアを支えるために大変重要というようなご提案。また、都市構造の関係、一番最後の丸でございますが、集約型都市構造の転換を図ることが望ましく、一方、周辺地域の広域的土地利用のあり方についても、方向性等を示すことが必要、官民一体による都市基盤整備等のための、新たな仕組みづくり等について検討することが必要などのご意見をちょうだいしております。

その次に、すぐ下の、中山間地域フォーラムからの提言でございます。

この団体からは、2回にわたって、提言をちょうだいしております、その2回目のほうをご紹介したいと思います。6ページでございます。中山間地域という丸が書いてあるところから、ポツを3つほど読み上げたいと思っております。

中山間地域については、特に、条件不利地域と地域再生のフロンティアという2つの視点からの位

置づけをさらに明確化することが必要。

「中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域」を一体的な圏域として、「共生居住地域」と捉え、その中の地方中小都市、農山漁村、中山間地域のそれぞれの方向性と役割を明確化することが必要。

新たな公については、平成大合併以前の市町村の範囲で、政府、民間非営利・住民、民間営利の各セクターからなるパートナーシップ型の地域経営主体を創出することが必要。

ポツを2つほど飛びまして、一番下のポツでございますが、限界集落については、新たな公の設置や交通システムの再構築、粗放的空間管理を視野に入れた資源の管理形態・管理主体を明確化すること、また、地域資源を最大限に生かす地域づくりについてより強調することが必要。

7ページに参りまして、いちばん最初の行でございますけれども、地域の技術、産業、文化を土台としたボトムアップ的な思考が不可欠と。その他、複数の意見をちょうだいしております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページでございますけれども、その他各種要望等でございます。

これは国土形成計画に限っていただいた提案ということではございませんけれども、ご要望あるいはご提案事項の中で、国土形成計画について言及のあったものをまとめたものでございます。前回から何点か加筆がございます。

資料4につきましては、以上でございます。

それでは、厚い資料2の、横長の資料をご覧くださいと思います。

「計画提案の整理について」でございます。都道府県及び政令市よりいただきました計画提案につきまして、本日の参考資料1は、前回第23回の計画部会に提出させていただきました素案でございますけれども、これにおける対応を中心に、この「計画提案の整理について」を、整理させていただいたものでございます。大変なボリュームでございますけれども、特にコメントを付したものを中心に、ご説明させていただきます。

まず、1ページをごらんください。1ページが一般的な記述ぶりの例でございますが、中央の、北海道の3をごらんいただきたいと思います。

高速交通体系の整備、イノベーションによる経済成長、その他、アジアとの交流・連携に関するご提言をまとめていただいたものでございますが、右の欄をご覧ください。こちらが、現在の素案の対応箇所、あるいはそれを背景とする考え方でございます。広域ブロックの自立的発展に向けた支援については、第1部2章3節に主旨を反映させていただいています。あるいは、国際競争力の強化を図るための高速交通体系の機能強化については、第2部1章2節に主旨を反映。次に括弧書きで、第2

部第4章においても検討中とございます。ここは、実は第2部第4章がまだ調整が済んでおりませんので、今後、そこの中でも検討していきますという意味で、括弧書きをさせていただいております。その下も同様のことですが、イノベーションによる産業競争力の強化、あるいは産業立地基盤の整備ということについて、それぞれ所要の場所に主旨を反映させていただいたという記述でございます。

このような書き方が、基本形になっておりますけれども、計画提案をいただいた後に、素案を4月にご議論いただいたという順番でございますので、既にこの素案にかなりのものを反映させていただいております。

続きまして、この横長資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページの上、新潟県の1でございます。この計画提案の記述の中ほどからですが、これからの国土づくりにおいては、重要性の高まる日本海沿岸地域の振興に向けて、広域的な取り組みを推進していくことが必要、そのために、高速交通・通信体系等の国土基盤を整備し、広域ブロック内及びブロック間の相互の交流・連携を強化していくとともに、日本海国土軸の形成を進めるとございます。これにつきましての右の欄でございますが、地域間の交流・連携促進のための国土幹線交通・情報体系は、4章で現在検討中でございます。一つ飛びまして、黒ポツでございますが、ブロック内・ブロック間の交流・連携及び国土軸構想については、第1部2章第1節に主旨を反映、なお書きがございます。なお、地域の連携や国土軸実現のための個別プロジェクトの進め方については、広域地方計画の策定過程において、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待されるとさせていただいております。

参考資料の1、素案でございますが、ここの9ページをお開きいただきたいと思います。

ここに国土軸の記述の該当部分がございます。9ページ、ちょうど真ん中でございます。「広域ブロック相互間や各ブロックと東アジア諸地域との交流・連携に当たっては」で始まる段落でございますが、中ほどから、このような広域ブロック間の連続的な連なりを、21世紀のグランドデザインにおいて、国土を縦断方向に覆う気候や風土等の特性、さらには交流の歴史的蓄積や、アジア太平洋地域に占める地理的特性等を共有する大括りの圏域を、21世紀を通じて明らかにしていくこととされた、北東・日本海・太平洋新・西日本の4つの国土軸の構想とも重ねていくこととするという記述を、素案ではしているということでございます。

再び、資料2、横長の18ページにお戻りください。

18ページの下、埼玉県の1でございます。文章が大量にございますけれども、ここでのご提案は、新たな公に関するものでございます。新たな公の考え方を、新たな公という言葉を用いずに、わかりやすく記述していくことがよいのではないかというお考えと、理解しております。これにつま

しての右の欄でございますけれども、わかりやすく記述することについては、各記述部分でそのように試みているつもりです。これが最初でございます。次のポツのなお書きでございますが、新たな公という言葉については、新しいコンセプトを一言で示すことが、大きなインパクトを与えるという観点から、引き続き使っていきたいと。また、各地域においては、新たな公の考え方について、それぞれの地域に即した展開が進められることが期待されるとさせていただいたところでございます。

次に、横長の20ページをごらんいただきたいと思います。

埼玉県4というのが、20ページ、上のところでございます。地方分権に関する書き込みの充実に関するご提案でございます。これにつきましては、後ほどご覧いただきますが、必要な箇所に、それぞれ地方分権の重要性については反映をさせていただいていると。ただ、なお書きをつけましたのは、具体的な国と地方との役割分担の見直し等の中身につきましては、現在、地方分権改革推進委員会において、検討が進められているところでございますので、そちらの状況をよく見ていくというのが、今のタイミングだろうと考える次第でございます。

ちなみに、地方分権関係の記述について、一カ所、見ていただきたいと思います。先ほどの参考資料1、素案の11ページでございます。11ページ小見出しで、地域戦略の展開のための環境整備というのがございます。ここの前半部分が地方分権でございますが、各広域ブロックにおいては、広域地方計画等も踏まえつつ、相互に連携し、特色ある地域の形成に向けた、独自の地域戦略を展開することを期待。そのためには、地域づくりの重要な担い手である地方公共団体が、みずからの選択と責任のもとに、地域づくりに必要な事業を行うための権限や財源を有していることが求められると。このため、国と地方の適切な役割分担のもと、地方分権を推進していくとしているところでございます。

再び、横長資料の22ページをご覧いただきたいと思います。

22ページの上から2つ目、東京都1でございます。このご提案は、首都機能移転に関する記述を盛り込まないことというご提案でございます。これにつきましてはの右の欄でございますけれども、首都機能移転につきましては、「国会等の移転に関する法律」に基づき、移転先候補地等に関する国会等移転審議会答申を受けて、現在、国会において検討が行われており、政府としてもその検討に必要な協力を行っていくこととしているところであると。このため新たな国土形成計画において、今後の国会における検討の方向等を踏まえる必要がある旨を、やはり記述するというような考えでご説明をしていこうと考える次第でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

32ページが一番下、さいたま市の5でございます。道州制との関係によるご提案でございます

が、広域地方計画と道州制とは、目的や時間的視野など制度を異にするものであるが、今後、道州制の検討状況に合わせ、計画策定上必要であれば、広域地方計画区域等の見直しを行うという記述を、本文に加えるべしというご提案でございます。これにつきましては、右の欄でございますが、道州制については、現在、議論が始まったところであることから、現段階で本文に広域地方計画区域の見直しについてまでの記載は要しないものとする。なお、一昨年6月でございますが、国土審議会圏域部会報告においては、道州制が導入された場合においては、計画の策定上必要であれば、広域計画区域も適切に見直されるべきものとするとしているところでございます。

続いて、90ページをご覧くださいと思います。

90ページは、広島市の2が一番上のところでございます。これも道州制の関係でございます。ご提案の中の、第2段落からでございます。現在、道州制について議論されているが、広域自治体の補完なしに、各種の事務処理を行い得る規模と能力を持つ、政令指定都市については、道州の管轄から分離し、都市州として、道州と同等の権限と機能を付与することを検討する必要があるとのご提案でございます。これにつきましては、まず前半のほうで、地方分権についての必要性を述べられたご提案については、先ほども見ていただいた部分も含め、主旨を反映させていただきましたが、道州制にかかわる部分につきましては、下のポツ「また」でございます。道州制については、国と地方公共団体双方の政府のあり方そのものを再構築するものであり、国土政策の範囲を超える観点からの議論が必要とされ、現在、道州制ビジョンの策定に向けた検討が別途進められているところとしております。そちらのほうの検討ということを持った上での議論になるのではないかとということをお願いしたいという主旨でございます。

次に、112ページをお願いいたします。

112ページの一番上、熊本県の8でございます。このご提案の2行目の後半からでございますが、全国的な一極一軸型の国土構造の是正と同時に、広域ブロック内でも、一極集中を回避する必要があるという計画提案でございます。これについての右の欄でございますが、広域ブロック内における地域のあり方につきましては、第1部第2章から始まりまして、第3部2章1節まで、記述をさせていただいております。ただ、一極集中をすべてブロック内でも回避すると断じるかどうかということでございます。なお書きでございますが、なお、各広域ブロックが自立的に発展するため、各ブロックの独自の発想と戦略性のもと、各ブロックにおいて、ブロック内の都市・地域構造を踏まえた、地域整備及び都市・地域間の連携方策を考える必要があるものと考えており、そのあり方については、広域地方計画協議会等の場を通じて検討が進められることが期待されるということでございます。

すなわち、素案本文もこれからご紹介いたしますが、今回の計画では、ブロック内の地域構造のあり方そのものについても、広域地方計画の議論の中で、真剣な議論を期待するということでありまして、ア priori にすべてのブロックが、どういう地域構造が適切と、あるいはどういう地域構造は不適切ということについて定めていくという計画方式をとらないという考え方でございます。

素案のほうで、少しご紹介いたしますが、素案の 112 ページが、今申し上げたようなことが入っている部分でございます。このパートは、第 3 部第 2 章、独自性のある広域地方計画の策定、すなわち広域地方計画をそれぞれの判断のもと、独自性のあるものにつくってほしいというようなものの、メッセージのうちの一つでございます。

②、ブロックの特性を踏まえた、域内の各都市や地域の連携方策のあり方でございます。ブロック内部の圏域構造を分析し、地域整備の方針を検討する上では、ブロック内の各地域において、質の高い公共サービスを確保し、個性と魅力ある生活環境を維持していくため、各広域ブロック内の都市・地域構造の特性を踏まえた地域整備、及び都市・地域間の連携の方策を考える必要があると。少し飛びまして、次の段落で、例えば公共サービスの確保のためには、諸機能の集積が重要であるが、核となる拠点都市に諸機能を集積させて、そこへのアクセスを強化するという方法のほか、複数都市間で機能分担し、相互のネットワーク化を図るという選択肢もあるということで、ブロック内の地域構造の見方、あるいは地域内のさらに構造の見方について、複数の選択肢があり得ることをこの計画では示していこうと。それは、それぞれのブロックの特性に応じて選んでいくという話ではないかという考え方で、現在、素案が整理されているということでございます。

再び、横長資料にお戻りいただき、122 ページをお願いいたします。

122 ページの一番上、北九州の①でございます。アジアへの玄関口、ゲートウェイとしてというタイトルですが、最後の 2 行、シームレスアジアの実現を、最前線で支える我が国の玄関口となることを期待するというような記述をご提案いただいております。広域ブロックゲートウェイ、このことにつきましては、計画の中間取りまとめの段階から、シームレスアジアの重要な戦略として、あらゆる書き込みを試みているところでございますので、基本的な概念としてのゲートウェイは、例えば第 1 部、あるいは今後出てくる第 2 部第 4 章というところに書き込みがなされると考えておりますけれども、ここでご照会、ご議論願いたいのは、なお書きでございます。「なお」としまして、本計画は各ブロックが自立的に発展する圏域の形成を目指し、各ブロックの自主性を重んじつつ、広域地方計画協議会等の場を通じて、特色ある広域地方計画の策定に取り組むことを期待するものである。このため、本計画においては、各ブロックの役割をあらかじめ定めるのではなく、本計画に続く、広域地方計画の策定に資するための検討の視点などを示すこととしている。先ほども本文をご覧いただきま

したけれども、第3部で、今、ご議論いただいている書き方というのは、ここに書いたとおり、役割をあらかじめ定めるのではなくて、広域地方計画で、そういうことを目指す議論がより深くできるための視点を多く出していくことであるとさせていただいた次第でございます。

以上が122ページでございます。

この横長の資料、最後になりますが、134ページをお開きいただきたいと思います。

関西の関係府県市の共同提案でございますが、その4番、一番下でございます。首都中枢機能のバックアップのご提案をいただいております。中枢機能が集中する首都圏で、大きな被害が発生した場合に、中を飛ばしますが、既存ストックの集積のある関西において、当該機能をバックアップできる体制を整えるべきであるというご提案でございます。同様の中枢機能バックアップ、首都機能バックアップに関する同様のご主旨のものが、そのほかにも茨城県、あるいは群馬県からも出ております。右の欄ですが、中枢機能のバックアップ、重要な機能のバックアップ体制の必要性については、主旨を反映し記述しているというところでございます。ただし、例えば具体的な場所としての関西、あるいは茨城、群馬というような地名を、明示していくというのは難しいのではないかと考えておりました。現在の素案では、バックアップ体制の必要性について論じるというところでとどめております。

第4章の説明は、以上でございます。

続きまして、参考資料の3に、参考図表をおつけしておりますが、これの中で1点、ご報告をさせていただきたいと思っております。

参考資料3、参考図表という、横長でございますが、こちらの2ページ目をご覧いただきたいと思います。広域ブロック別の将来推計人口でございます。こういうタイトルで、これまでも何度か委員の方々にご覧いただいているものでございますが、この5月に、この上に大きな字で書いてありますとおり、国立社会保障・人口問題研究所から、都道府県別の将来推計人口が出ました。これに基づきまして、広域ブロック別の将来推計人口をあらためて整理させていただいたものでございます。

2つのケースを推計しています。

(注1)にございますように、標準のケースは、直近の純移動率をベースにしながら、それが穏やかに縮小していくという仮定を置いた推計でございます。それからもう一つは、いわゆる封鎖人口による推計でございます。これまでの、私ども国土計画局で独自に暫定的な推計ということでお示してきたものと、ほぼ同様の傾向、すなわち標準ケースで首都圏が若干微増、あるいは沖縄はそれぞれ増加ですが、そのほかのすべてのブロックで人口が一定量減少していくという傾向でございます。このような県別の将来推計人口が出ましたので、こちらのほうの数字をベースとしたブロック、将来人

口のパターンを議論の前提に使っていきたいと思います。しかしながら、今申し上げましたとおり、これまで暫定的に私どもで独自推計していた予測とほぼ合致しておりますので、計画思想としては、これまでご議論いただいたものと同様の方角でのご議論で、差し支えないのではないかと考える次第でございます。

続きまして、最後の資料でございますが、資料5についてご説明をいたします。

○大野参事官 現在の素案につきましては、多様な主体を国土づくりの担い手として位置づける、あらゆる世代がかかわりを持つということを記述しております。とりわけ団塊の世代につきましては、二地域居住の実践者や、新たな公の担い手というような点での期待をメッセージとして発しておりますが、一方、これから国土づくり、国土形成を考える上では、若年層というのが重要になってきますが、それに対するメッセージが弱いのではないかと問題意識がございます。実際に、若年層が社会活動に参加するということによりまして、今後の国土形成や持続的な地域形成が、将来にわたって継続していくことが期待されるところでございます。

資料5の1ページを、まずご覧ください。ここには、まず若年層の社会貢献の意識を見ておりますが、若年層は、近年、2000年と2007年を比較しておりますけれども、社会貢献意識が高まっております。実際に、ボランティア活動に参加するという意識につきましても、30代については落ち込みが見られますけれども、それより若い世代については高まりを見せております。

2ページをごらんください。一方、NPO活動の参加のきっかけを聞いたものでございますが、参加した理由を見ますと、特に若年層では、きっかけや機会がないという回答が多くなっております。

3ページをごらんください。それではどういったきっかけで参加を開始ということ聞いておりますが、これを見ますと、個人的なネットワークによるものが多くて、必ずしも組織的な対応が十分ではないのではないかと思われます。

4ページをご覧ください。これは松江市の限定的な調査ではございますけれども、一度ボランティアの経験がありますと、その後も積極的にボランティア活動に参加するという意向が強くなってございます。あるいは、町内会とか自治会活動といった、その他の社会活動への参加意欲も高まってくるということが、この図であらわされております。

5ページをごらんください。国土管理についても同様のことが言えまして、子供のころ農作業や森林体験がある人については、国土管理への参加が高まっているということが、ここからうかがえます。

6ページをご覧ください。一方、最近の教育再生会議などの提言におきましても、若年層に対します体験機会の必要性とか、体験機会の充実などが強くうたわれているところでございます。学校教育

のみならず家庭レベルでの積極的な参加を促す取り組み、さまざまな体験、参加機会の充実が求められているところでございます。若いころから、さまざまな活動に参加ということが契機になりまして、次の機会にもまた参加するという好循環が構築されることが期待されるところでございます。

一方、7ページ以降でございますが、具体的なそれではさまざまな体験、参加機会の事例を参考までにつけております。

7ページにつきましては、学校の授業として地域活動へ参加ということで、宮城県での取り組みであるとか、練馬区での合同防災訓練での取り組みをつけております。学校教育につきましては、多くの事例があることは、ご案内のとおりでございます。

8ページをご覧ください。8ページにつきましては、大学の研究であるとか講義としての地域活動の参加の事例をつけております。佐賀大学の環境の取り組みであるとか、福井工大における、家屋の、古家の修理の取り組みを示しております。

9ページをご覧ください。9ページにつきましては、子供向けの学習体験プログラムを改革しまして、小・中・高の教師とのマッチングをするという、最近の取り組みについて、事例を付しております。

次に10ページをお開きください。10ページにつきましては、若年層に対する地域での体験プログラムの提供ということで、地域づくりインターンの事例を載せさせていただいております。

最後に11ページでございますが、森林体験を契機にしまして、さらにその活動が契機になって、国土管理にも取り組んでいるという事例、森の“聞き書き甲子園”の事例をおつけしております。

以上、資料の説明をさせていただきましたが、国土形成計画の中では、若年層に対しまして、今後、いかにメッセージを発するかという観点からご議論を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○森地部会長　ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。ただいまの説明に関し、ご質問あるいはご意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○奥野委員　4点ほど、お伺いしたいことや意見を述べさせていただきます。

第1点目ではありますが、全国計画が、今、計画部会で審議されているわけではありますが、各地方圏では、既に広域地方計画の審議、検討が、かなり始まっておると理解いたしております。先ほどの計画提案、あるいはいろいろな団体の意見を拝見いたしますと、各地方の状況を全国計画に反映しようというご意見も、かなりあるようでございますけれども、広域地方計画と全国計画との調整を、今の

段階でどういうふうにしていращやるのか、あるいは、しようとしていращやるのか、その辺を第1点として伺いたいという点でございます。

それから第2点も、同じような主旨でありますけれども、先ほどの提案の中に、国土軸の方策を、具体的方策を全国計画に書き込めないかというお話がございます。国土軸の問題は、広域地方圏をさらに超えたような超広域的なことだと理解しております、私は各広域地方圏がお互い共同して議論を深めていくことだろうと思っております。国土軸によって、かなり事情も違いますし、その辺の、広域地方圏の圏域を超えた協議が、今の広域地方圏の議論の中で、どういうふうに行われておるのか、その辺のことについて様子がわかりましたら、お教えいただければと思います。

それから3番目に、具体的話になりますけれども、二地域居住の話ですね。先ほどの提案の中でも、環境を整備するのはわかるけれども、積極的に推進するのはいかなものかという議論があったようでございますが、二地域居住は、私は大事なことだと思っております。思っておりますが、これは各地方によって、受け取り方がほんとうにさまざまであります。東京で、東京外の方が二地域居住をおっしゃる場合と、私は名古屋に住んでおりますが、名古屋で、車で1時間、2時間のところに、自分の在所があるものが行っている二地域居住と、それから島根県等々で、拠点的なところに勤めていращやる方が、また自分の近くの田舎のことも二地域居住とか、いろいろなタイプがありまして、その辺のところ、なかなか地方の人にとっては理解されておられないのではないかという気もいたしまして、これから周知をどうしていくかという問題があるのではないかと感じております。

それから4番目に、新たな公であります、新たな公に対する期待が非常に高いということが理解できます。ただ、これに限りませんが、提案を見てみますと、地方圏のことについて、国が何とかしろというスタンスでのご議論というのが、かなりございます。新たな公についても、新たな公の設置と、交通システムの再構築ということが、同じレベルに並べられております。交通システムの再構築は行政の役割であります、新たな公については、ボランティアといいますか、民間の役割で、行政の下請をやるわけではありませぬので、その辺のところも、我々は理解しながら議論を進めていく必要があるのではなからうかと思っております。

以上4点、意見と質問とを申し上げました。

○森地部会長　ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いいたします。

○鳥飼総合計画課長　まず、広域地方計画と全国計画との調整でございますが、現在の素案の中にも、そういうことについての記述部分が、若干ですが、ございます。素案の108ページを、ご覧いただきたいと思うのですが、第3節「全国計画と広域地方計画の相互連携」ということでございま

す。広域地方計画は全国計画を基本として定めることとしており、この観点から、全国計画と広域地方計画の整合性が確保される必要がある。このため、全国計画に示された方向性を踏まえるとともに、国においては、全国計画の考え方の周知に努める。また、広域地方計画の検討を通じて立案された地域戦略を推進する上で、全国的見地からの新たな対応が必要となった場合には、国において適切に対応していくと。このような整理を、現時点では、この素案はしております。

これから広域地方計画の議論がどんどん煮詰まっていくと思いますけれども、一方で全国計画が何を語るのかを、なるべく早く知りたいというようなご要請も、広域地方計画グループからあります。ですから、ちょうどインタラクティブな関係での議論になってしまうと思うのですが、順番としては、全国計画がまず先に固まって、その考えを受けて、広域地方計画が固まっていくというのが、今回の計画のつくり方でございますので、後で固まる広域地方計画で出てきたことで、再び全国計画あるいは国として適切に対応する必要が出てくるものについては、ここの最後の2行で受けて立っていかうかと考えております。

それから、くり返してございますが、広域地方計画はやはり極めて個別具体あるいは即地性の高い計画になるものと考えておりますので、そこから出てくる固有な名称を伴うようなプロジェクト、ここは今回の全国計画では、極めて抑制的な記述、方針でいこうかという考えで整理をしたらどうかというのが、今の素案、策定事務局の考えでございます。

第2点目の、圏域を超えた協議の関係でございますが、現在の広域地方計画の協議の検討の場に、法定の圏域のさらに周辺の都道府県についても、それぞれのご意思のもとということになりますが、議論参加ということができるようになっております。現実には、例えばAというブロックの周辺の都道府県は、大体お入りになっているということでございますので、その方々の含まれた議論というところで、圏域を超えた連続性という話の議論も出てくるのではないかと考えております。

それから3点目の、二地域居住でございますけれども、もともと二地域居住の議論は、大都市圏に居住地をお持ちの方が、地方エリアに二つ目の居住場所を固定して定めてということから議論が始まりましたけれども、だんだんと議論の範囲、イメージが広がっていると私は思っております。例えば、ブロックの中の中心的な都市、あるいは都道府県の中の中心的な都市から、その周辺の農山漁村エリアに出て行くという形でも、二地域居住は可能なのかなと、さまざまな二地域居住があるかもしれないと、こんなことも今後の議論になるのだろうと思っております。また、今、奥野委員がおっしゃりましたけれども、そのような二地域居住であるということについての考え方の周知を、十分にしていかなければいけない。この素案の中でも、だれでも知りたい方がアクセスできる共通の情報プラットフォームをつくっていくことが必要ではないかということ、盛り込んでおりますけれども、その

ようなことを具体的に進めることで周知をはかっていくということが、このプロジェクトの極めて重要なポイントだろうと考えております。

それから最後の新たな公でございますが、先ほどもご紹介しましたように、ネーミングから始めて、まだまだ生まれて新しい言葉でありますので、その意味するところも含めて、上手な周知の仕方を工夫する必要があると思いますけれども、なかなか、では具体的にどうするかというところは、まだINGでございます、さまざまな私どもが持っている調査検討の手段も使いながら強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○森地部会長　1点目は、そういうことではなくて、実態としてどういう関係をとっておられるかと。さっき、ご説明して意見を聞きましたとありますね。それ以外に、もう少し具体的に、どういうやり取りをしておられるのかというご質問ではないかと思えます。

○鳥飼総合計画課長　広域地方計画の議論との関係においてということでは。

○森地部会長　広域地方計画を担当している人たちと、この全国を担当している人たちが、具体的にどういう情報交換をしていますかというご質問ですよ。

○鳥飼総合計画課長　はい、実際の議論として、都道府県というプレーヤーは共通でございますので、全国計画の議論、先ほどご紹介したブロックごとの会議、そういうところで、全国計画の考え方、思想という意味での議論はさせていただきます。

それからもう一つは、私どもの組織でございますけれども、広域地方計画の議論の地元事務局は、地方整備局と地方運輸局が担わせていただいております。その担当グループ等は、意見交換をする場を設けたり、あるいは全国計画でいろいろな作業をしたデータについて、うまく使えるような工夫を相談したりということを始めさせていただいておりますけれども、まだ、どういう戦略、プロジェクトで、広域地方計画の中身を詰めていくかという議論は、これからさらに詰まっていくと承知しておりますので、今後またそういう形で意見交換をし、また我々が持っているデータをうまく使いながら支援をしていくという関係を、徐々につくりたいと思っています。

○森地部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうぞ。では、小林先生、お願いします。

○小林委員　1点だけ、私、伺わせていただきたいのですけれども、資料3の位置づけです。資料2は、既に素案のほうにかなり織り込み済みだというご説明でございましたが、資料3は、前書きを読む限りは、資料3を提示して、いろいろ議論して、なお、このような意見が留意すべき意見としてあったという整理ではないかと思えます。そう考えていいのかどうかというのが、第1点でございま

す。

もしそうであるならば、私が土地利用関係にいろいろかかわっている中で、大変重要な指摘が、資料3の3ページ、国土資源関係という、ちょうど真ん中から下あたりに出ています。これからの国土利用をいろいろ考えてまいりますと、先ほど、空き地、空き家をはじめとして、あるいは山林地、田畑、その他、所有者が必ずしも十全な形で管理できない土地が、我が国の中に広大に広がってくる可能性がある。そのときに、所有権との関係、要するに所有権を持たない者が、それは場合によっては新たな公を担う主体かもしれませんが、そういう者が、所有者以外の管理という形で登場できる可能性を計画の中に表現するというのは、今後の国土利用についてかなり大きな意義を持っているような気がするのです。そこまで考えが及んで、こういう発言になったのか、あるいはそれを国土計画局としてはどのように受けとめて、ここに記したのか、その辺のご説明をいただければと。

○森地部会長　　お願いします。

○鳥飼総合計画課長　　はい。資料3は、まさにタイトルにあるように、ご報告をまずはさせていただいて、ここでも、もんでいただくということでもあります。またご説明の最後に申し上げましたけれども、今後の素案の書き込み検討の中で、どのような工夫ができるか、さらに我々も考えていきたいと考えています。せっかく議論をしていただいた意見ですから、可能であれば、なるべく素案の充実に生かさせていただきたいと考えて、あまり選択せずに、出てきた意見、個別事業名で出てきた意見は割愛しましたけれども、それ以外はなるべく載せさせていただいたという、正直ベースな紙でございます。

この中で、例えば、東シナ海は日本海に面していないエリアも多いわけですし、東シナ海のことをもう少し気にするといえ、それはそうだなと思うようなこと、あるいは中山間地域に関して、かなりの団体から、さらにもう一つというお話もありましたので、そこも可能であれば、どのぐらいのことができるかチャレンジしてみたいなど、私としては思っております。

そういう意味で、先生のおっしゃられた1点目、資料3の位置づけでございますが、せっかく出てきた考えなり、着眼点ですが、例えば風害対策なんていうのも、今は入っていませんけれども、確かに竜巻が起こったり、いろいろなことがありました。そのようなことを、どうするのかということで、できるだけ気持ちにこたえたいなと思っています。ただ、どこまでこたえられるかということになりますと、例えば、先ほども申し上げましたけれども、同じ防災の中で、バックアップ場所として、特定の圏域を位置づけることはできないかと。ここまではちょっと、おこたえができないだろうというようなものも入っております。

そういう意味で、2番目のご指摘の国土資源の関係のところの、所有権と利用権の整理の問題は、

かなり重要なテーマであると思います。また、この4月から今月に至るまでの間で、そのようなことについての必要性議論も、さまざまな役所で始まっているような感じも耳にしております。しかしながら、どこまでの結論が、我々の作業期間の中で見えてくるかと。これによって、これの扱いはまた変わってくるのかなと考えているということでございまして、ここの部分は、問題意識として、極めて重要だと認識しつつも、どこまでおこたえできるかということについてチャレンジであろうと、このような感じでございます。

むしろ、小林先生によくご指導をさせていただいて、いい落ち着いた場所を考えていきたいと考える次第でございます。

○森地部会長 では、生源寺委員、お願いします。

○生源寺委員 なかなか出席できないことが多いものですから、参考資料1の素案について、少し感じたことを申し上げたいと思います。全体として非常にふくらみのある形になってきていて、良い方向に向かっているなと思っております。それで、少し気がついたところですけども、21ページ、主として農山村、あるいは農業のことなのですが、地域への人の誘致、移動の促進ということがございまして、ここに書かれていることはこれでよろしいのですが、読んでいて、人的な資源といえますか、この場合に、定住人口というような形でのマスとしてつかまえることのできるような、こういう意味合いと、それからその地域の活性化のキーパーソンになるような人、あるいは農村で、ある都市との交流の橋渡しをしていただけるような人的な、マンパワーといえますか、資本といえますか、資源といえますか、少し分けて議論したほうがいいかなと思います。ちょっと混在しているような印象がございました。

それから23ページに、これもしばしば言われていることで、土地利用の混乱でありますとか、景観の乱れといったようなことについて指摘があつて、全くこのとおりなのですが、もう少し、今後の、やや長期的な観点から見て、これも修復の対象というような把握が大事ではないかと思えます。自然環境なんかについては、修復という言葉が、あるいは再生という言葉が使われておりますけれども、例えばドイツなんかでも、戦後、かなり修復したという面があるわけですので、5年や10年では無理かもしれませんが、直すということがあってもいいのではないかと思います。特に農村部であれば、それほどひどくはないと、まだ修復して十分美しい土地利用なり、景観をつくり出すことは可能だろうと思っております。

それからもう一つ、54ページ、これはほんとうに表現の微妙なところなのですが、食料の安定供給でございます。1行目に、「食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことが望ましいことを踏まえ」と書かれているのですが、私もこれで結構だと思いますが、実

はこの点につきましては、随分いろいろな幅のある意見があるわけです。完全自給を目指すべきだという議論もあれば、自給率などということ、そもそも問題にする必要はないという意見もあるわけです。いろいろな議論の経過を踏まえて、いわば国として、政府として、これは望ましいという判断に立ったわけでありまして、判断を前提として、あるいは踏まえというのが、議論の流れとしての自然な書き方かなと。いつの世の中でも、5割以上賄うことがいいということでは、必ずしもないだろうと私は思います。場合によっては、もっと高める必要があるような状況もあるかと思えます。

もう1点だけ、84ページに、農用地等の利用の増進ということがありまして、ここはおそらく農林水産省との調整といたしますか、その部分があつて、なかなか難しい、国交省、事務局として難しいところがあるのかもしれませんが、5行目に「相続・離農による、不在村地主所有の農地の増大が見込まれることを踏まえた施策展開を検討する」とあるわけなのですけれども、ここは、私の気持ちとして、もう少し踏み込んだ言い方をする必要があるだろうと。そう申しますのは、時間がたてばたつほど、つかまえることのできない所有者が出てくるということでありまして、早く手を打てば打つだけ、行政コストも実は小さくて済むという、まさにそういう性格の問題だと思えますので、ここはむしろもっと踏み込んだ形で書いていただければどうかと。またそのための折衝なりを、国土形成計画の立場からも強く進めていただくことが必要かなと思っております。

ちょっと、私、途中で退席いたしますので、早めに発言させていただきました。

○森地部会長　どうぞ、中村委員。

後でまとめてお答えいたします。

○中村委員　2つ、意見を言わせていただきます。1つ目は、さっき奥野先生が言われたことで、私は以前から大変気になっていたところなのですが、44ページあたりに書いてある二地域居住というところ。先ほど、課長からのお答えにもありましたけれども、もともとは東京圏やなんかに住んでいる人が、過疎化したところにも家を構えたらということから出たのでしょうけれども、それはどちらかというと、東京に住んでいる人、もっと言うと、霞が関に勤めているような人たちの願望みたいなのを言っているに過ぎないのではないかという気が、私には前からしていたわけです。

実は私、二地域居住なんて、とても言えるようなものではないのですが、ちょっと離れたところに、この何年か住んで、ウィークデーは大体そちらの勤め先に近いところに住んでいるわけですが、それを自分でやってみて、つくづく思うのは、まず経済的にも大変であると。家賃とか固定資産税とかと皆さんは言いますが、そんなのよりも、電話だとか、電気だとか、テレビだとかなんかで、そういうような固定的な経費だけだつて、全然ばかにならない。移動する費用だつてばかにならない。それよりももっと大変なのは、時間であるわけです。私はほんの何十分しか動かないところで

だから、そちらのほうの負担は大したことはないようですけれども、それでも実に大変だと。ましてや、2時間、3時間、離れたところだとすると、これはちょっと現実には不可能だろうと。居住という以上、住んで、そこで遊んでいるわけではなくて、なにがしかの仕事もするなんてことになる、これは現実にはほとんど不可能で、ほんのわずかな人ができるに過ぎないと思うわけです。

だけど、この考えに私は魅力も感じているわけです。それは一つには、限界集落をはじめとして、今、どんどん過疎化して行って、大変、それ独自に独立して存続するのが難しいような集落の問題がある。ここでもいろいろなところで言っているのですが、それに対する対策というのは、書いているようで、ほんとうに何をすればいいのか、はっきりとは何も書いていないわけです。そういうとき、職住近接でなくて、職住分離、住むのはこっち、働くのはこっち、ある季節だけそっちへ行って働くななんていうことは、これはこれからもっと本気で考えなければいけないことだ。それをする事によって、早い話が、除雪費だ、あるいは何とかだというような、公共事業の負担だって減るわけで、社会的な意義ももちろんあるし、医療サービスとか、その他のサービスの向上もある。だけど、今まで住んだところから動きたくないなんていう人もたくさんいるわけで、そのような人には、ある限られた時期は、そっちへ行って働いてもらえるようにするとか、通勤できるようにするとか、特に山林の保全とか、あるいは離島、漁村等においては、そのようなことはかなりあり得る方向だし、現実にはやっている人もいます。そのようなことを、もっとひっくるめた形で、これを書いたほうがいいのかと。ここに書いてあるように、もちろん、リゾート的な、そこへ長期滞在するような、それは何も二地域居住だなんて言わなくたって、前からある話だからいいわけですけれども、今のよな、もうちょっと今の過疎集落をどうするかという問題との中で、そんなに遠くない距離で動けるような話で書いたほうがいいのかという気がして仕方がない。さっき、奥野先生の話の続きです。

もう一つは、これを書き終わった後で、気がついたことなのですが、できた後ですね。この前、ミネソタで橋が落ちましたね。あの橋は、1969年にできた橋です。東京オリンピックから5年たった後。ところが我が国の橋とか道路とかというのは、東京オリンピックの前後にいっぱいつくっているわけで、それはもう、50年ぐらいたっている。今、これの膨大なストックを抱えている。道路だけではなくて、下水道だって、水道だって、みんなそうなのだけれども、社会資本の膨大なストックが。これの維持管理をどうするかというのは大問題で、これに膨大なお金もかかるのです。しかもそれは、放っておいたら大変危険でもあるということで、これをもっと我々は国土計画的にも認識しなければいけないと。その認識の仕方が、維持管理費が増えるなんていうふうな、今までの書き方だけでほんとうにいいのだろうか。もっと真剣に考えて、特に地方の各県の、例えば県の管理し

ている橋梁だって、大きな県になると、それだけでも何千あるわけです。それをちゃんと管理して保全していくというのは、これは大変な仕事になるわけで、私どもの世代というのは、大体、大学を出てからずっと初期投資して、新しいのをつくるのばかり慣れているわけで、そればかりを考えがちなのですけれども、やはりこれだけのストックになってくると、もう維持管理、あるいは取りかえ、大規模修繕、そっちのほうが我々から後の世代のずっと大きな仕事なんだということを、私は国土計画の中でもはっきり言うべき時期なのではないかというのが、ミネソタのあれを見ての感想です。

○森地部会長　　どうもありがとうございます。

生源寺先生、退席されましたが、先ほどのご質問にお答えをお願いいたします。

○深澤計画官　　23ページの、もっと修復という考え方を加味すべきではないかというお話でございましたが、これは実は第1部の、例えば7ページでございますけれども、人口減少等を踏まえた人と国土のあり方の再構築の必要性ということで、いわば包括的に、これの第2パラグラフの2つ目ぐらいに、「適切な人と国土のあり方を再構築する好機ともいえる……」という考え方で、全体にかぶせているということでございます。おっしゃる修復という考え方を、もう当然、踏まえた施策が必要であろうと考えてございます。

それから食料自給率の考え方につきまして、政府としての判断であるというご指摘につきまして、アприオリにそれが決まっているわけではないというご指摘は、そのとおりだと受けとめまして、気をつけてまいりたいと思います。

それから84ページの、優良農地の確保の観点でいろいろ政策を転換、検討する、これはまさに今、課長もありましたように、いろいろな議論が進展している中で、どのような書き方が適切であるか、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○大野参事官　　21ページのマスとしての定住人口などの人口と、キーパーソンとしての人材について、より分けた議論をすべきではないかというのは、そのとおりでございますが、その中では、一応、人材という言葉と、人口という言葉で、分けて書いているつもりでございますが、なお、わかりにくい点があれば、表記については検討いたしたいと思っております。

○森地部会長　　よろしいですか。

不在地主の話もよろしいですね。もっと早く対応したほうがいいのではないかという話です。84ページです。

○深澤計画官　　これは今、申し上げたところです。どのような表現が適切の……。できるか、引き続き検討してまいりたいと思います。

○森地部会長　　それでは、中村委員からのご発言について、お願いします。二地域居住は、そちら

でよろしいですか。

○大野参事官 二地域居住については、先ほど課長からも申しましたが、記述の中では大都市圏の人が地方に行くというようなイメージになっておりますが、私どもとしては、より幅広い概念だと思っております。ちょっと表現について、どう工夫するかは検討させていただきたいと思っておりますけれども、必ずしも大都市の人が地方へ行くということだけではなくて、地方圏の中での話も当然含まれるのだと思っております。

○森地部会長 社会資本のことですね。

○小野計画官 維持管理の問題は、今、非常にマネジメントに触れた書き方をしておりますものですから、今のご指摘のように、もっと危機感を持って書くべしと受けとめました。表現ぶりを工夫させたいと存じます。

以上です。

○森地部会長 それではそのほか、どうぞ。どうぞ鬼頭委員。

○鬼頭委員 今までのご質問と、多少重複するところがあるかもしれませんが、2、3、質問させていただきます。一つは資料5なのですが、若年層の社会活動の参加についてという資料を、今日、また出していただいたのですが、これからの日本を担う若い人たちに、一つは新たな公として参加してもらおうとか、あるいは二地域居住の主体になるとか、いろいろアピールしていくと。それから国土形成計画について理解してもらおうという意味で、非常に大切なことだと思っているのですけれども、きょう出された資料について、この内容とか、これに関する記述をさらにつけ加えていこうというのか、あるいはそういうことを各広域ブロックで考慮していただきたいということを、訴えていくのか、その位置づけについて教えていただきたいのが一つです。

もう一つは、中村先生からもご指摘があったように、二地域居住については何人かの方々から意見があったのですが、人口が減少していく中で、一方では現在の都市への集積というのを大事にして、国際的な競争に勝っていこうということ、けれども一方では、人口が減少する中で、人口を何かの形で分散させていくということが、二地域居住であったり、新たな公であったりすると思うのですが、今日、お示しいただいた、各地方団体等のご意見を見ても、非常に矛盾するものが、特に大都市圏とそうでないところとあるわけですが、簡単に言えば、人の引っ張り合いということになるかもしれませんが、この辺は、各地域でそれぞれ工夫して出していただくということで、これはこちらのほうで何か調整はしないという理解でよろしいでしょうかということですね。

以上2点について、質問させていただきます。

○森地部会長 お願いします。

○大野参事官 資料5について、今回、出させていただいたのは、私どもとしては素案の中で、若年層に対するアピールが弱いと思っていますので、できましたらご議論を踏まえて、若年層に対するアピールについても、その中に書き込んでいきたいと考えております。

それから二地域居住につきましては、もちろんブロック間、あるいはブロック間の中でも、さらに地方であるとか中枢都市との間で、矛盾が当然生じるかもしれませんが、その中にも書いておりますけれども、あくまで居住を選択の人は、基本的には個人によって自立的に考えるべきだということをごさいます、あとは、そのブロックがどうかは、それぞれの広域の話でございまして、国土計画の中では、二地域居住という考え方についても、位置づけを持って推薦したいということを書いてまいりたいと思っております。具体的な調整までやろうというものではございません。

○森地部会長 ありがとうございます。

どうぞ、金井委員。

○金井委員 2点申し上げて、お話のご意見を承りたいと思うのですが、一つは、資料3の中にもございまして、新たな公について、担い手の確保が難しい地域への配慮が必要だという意見が、交換会の中で出たということがございます。私は、新たな公というのは、ある意味で一つの理念として打ち出されたことですから、あまり現実にはいろいろなことを考えてしまうと、なかなか進まないという面もあるのではないかという気がいたしますし、あまりこういうこだわりをもつのはいいかがなものかという気もしないではないのですが、ただ現実には、新たな公への取り組みというものが進んでいった場面では、やはり最近はやりのことを言うと、光と影といいますか、そのようなものがどうしても出てくる可能性は否定できないのではないかという感じがいたします。現実にはこの意見を出されたところも、かなりそういう具体的な形で進めるとすればという、悩みが深いものがある、こういう意見になったのではないかという気がいたします。理念を決して弱める必要はないと思うのですが、現実問題として、そういう取り組みはなかなか難しい場合に、ほかの方向に転換するのか、あるいはさっきお話があったように、例えば若い人たちに参加してもらうことによって、そういうものをカバーしていくというようなやり方で、新たな公というものをいろいろな地域で確立していこうとするのかというところを、あまり細かいことは必要ないと思うのですが、少し補足的に触れていただいたほうがいいのではないかという感じがするのですが、私の印象でございます。

それからもう1点は、交通の関係がまだ出ておりませんので、どういう形になってくるかというところが、今はわからないで申し上げるので大変恐縮ですが、広域ブロックという概念で、それぞれが自立してやっていくということを、今回の計画の中では進めていくと。それと全国計画との調整の部分に属する話になると思うのですが、広域ブロック内の交流といいますか、交通を、どう考えていく

のかということを見た場合に、現状はあまりにもいろいろな、鉄道も道路もそうですけれども、みんなエリアの中心の都市に向けて、特に東京とか大阪とかということになるとと思いますが、そこに向けた形で、そことの関係をつなぐものとしての役割が非常に大きいと。広域ブロックで自立ということになりますと、先ほどどこかの自治体の意見にもございましたけれども、ブロック内の一極集中を避けるべきだというような話が出ておりました。これはどういうとらえ方をするかというのは、それぞれのブロックでお考えになることだとは思いますが、横のつながりと申しますか、そういうものを交通という観点からも、ある程度アシストしていくようなものが必要になってくるのではないかという感じがいたしまして、そこを全国計画といいますか、国の役割としてどうとらえるのかという視点が、具体的なお話は難しいと思いますが、少し必要なのではないかという感じがいたします。

以上、2点でございます。

○森地部会長　ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では河田委員、どうぞ。

○河田委員　防災に関して、3点ほど、お話ししたいと思います。まず原案には、もちろん、首都機能の一部移転とか、そういうのは書いてないのですけれども、沸々と、いわゆるバックアップ施設を他地域につくってはどうかという意見が随分出てきているようです。今、公平、公正に判断して、東京の霞が関とか丸の内というのは、地震に対しては日本で一番強くなっているわけで、むしろ阪神大震災の教訓というのは、都市が震災でやられると、本体機能とかは首都にまたシフトすることなのです。ですから、東京だけが地震に危ないわけではなくて、東海、東南海地震だって、随分危ない状況になっていますから、地方都市が災害でやられると、その機能がまた東京にシフトするという、一極集中がまた起こるということで、ですから首都機能の一部移転というのは、地方にとっても実は大変重要なことで、そういうところでの機能を強化していただかないと、首都機能がさらに一極集中になっていくという流れが出てきている。これはやはり格差の問題がどんどん大きくなっている。この10月1日から緊急地震速報が実用化されますけれども、東京は圧倒的に普及率が高くて、近畿なんかはまだまだの状況ですね。これを見ていると、地域の防災力というのは、やはり東京を中心に高くなってきているというのは間違いのないわけで、ですからバックアップをどうこうするというだけではなくて、地方の防災力を高めないと、一極集中がさらに加速されるという視点も大事ではないかと思えます。

それからちょっと重複しますけれども、先ほどミネソタの話が出ましたが、2001年のニューヨークの同時多発テロの後、実は連邦政府の道路関係の予算が倍以上に膨らんでいるのです。にもかかわらず、ハリケーン・カトリーナもそうですが、公共事業が随分滞っておって、結局、お金が増えて

も、現場ではそれが活かされていないという状況が続いている。我が国でも、例えば、河川について考えてみますと、一級河川というのが、109水域あるわけですが、かなりの部分は府県の管理区間になっているわけで、ここのところが実はほとんど何にもやられていないという現状が、ずっと続いてきています。ですから、治水安全度が上流から下流まで、非常に不均衡になってきている。これは単にお金の問題ではなくて、維持管理、先ほどマネジメントというお話が出ましたけれども、まさにそのところをきちっとやらないと、地方分権が進めば進むほど、非常に調整が難しくなるという問題が、今、現に出てきているわけで、ここのところを制度的にきちっとやってから、税源の移譲とかをやらないと、とんでもないことになるのではないかと。

それから3番目は、いわゆる二地域居住の問題ですが、中山間地域も2004年の新潟県中越地震で、非常に災害対応力が落ちているということがわかりました。これは少子高齢化という形で進んでいるわけですが、実は東京でも人口が増えているといっても、非常に高齢者の方が都心の高層マンションに住むような形で、防災力が低くなるような形で人口が増えているという、こういうコミュニティーが、実はできています。ですから、都心も中山間地も、非常に地域防災力が低くなっている傾向が続いている。これを何とかしなければいけない。ということは、もっと人と人とのコミュニケーションを、密度を高くする、濃度を高くする努力がいるわけで、こういう内容を持ったような、いわゆる居住空間をつくるのはいいのですが、単に住むところを変えて、それで活性化できるというのは、非常にある意味ではアンバランスな社会になってしまう可能性がありますので、特に、地域防災力という面では、非常に再考の余地がある。特に、今、ICTというのが非常に進んでいるのですが、これは進めば進ほど、人が家から出てこなくなるという問題があって、フェース・ツー・フェースでやらないといけない地域コミュニティーが、また人と人との触れ合いが減少する中で、仕事だけができるといふような、そんな社会にしてしまっているのかという観点があるのではないかと思います。

以上です。

○森地部会長　ありがとうございます。

それでは、お答えいただけますか。

○大野参事官　まず、金井先生の、新たな公の担い手の確保が難しい件でございますが、その中で、28ページの後段のほうに、特に担い手の確保につきまして、担い手の主体の地域的な偏在の話に留意するということを、まず指摘しております。さらに具体的には、97ページの第1節からでございますが、具体的な担い手確保として、都市や中山間地域というような地域特性に応じた担い手確保の方策についても、その方向を、若干ではございますが記述しているところでございます。という

ことで、一応、地域ごとのことも書いてあるわけではございますが、さらに必要があれば、記述について工夫を検討したいと思っております。

○小野計画官　　まず金井先生からいただきました、地域の交通ネットワークの話でございます。今、冒頭ご紹介申し上げましたように、第2部第4章、検討中の部分がございます、細かいところはまだ明らかになっておりませんが、既に第2部第1章なんかでも、周辺地域との連携の強化という、40ページでございますが、広域ブロック内での交通情報通信のネットワークの仕方について、意識して、一点集中にならないように考えていこうという意識をにじませた書き方をしておりますし、地域のネットワークのつくり方、地域産業、地域振興上、どういふにネットワークをつくり込んでいくかについても、代表して検討といいますか、工夫したいと思しますので、またご指導いただければと思います。

それから、防災の件でございます。地域防災力の話をいただきました。それで地域防災力は、災害があったときに、結局は一極集中を生むというお考えをいただきました。ちょっとそういう発想は持っていなかったものですから、今、非常に感銘申し上げましたけれども、地域防災力の強化、特に人が見えるといいますか、人がみずから工夫し、自助、共助、公助という言い方を意識的にしておりますけれども、自助・共助が、非常に今回、強調すべきことかなと思っております、表現が足りない部分は、またご指導いただければと思います。地域防災力については、十分意識をして書いておりますし、さらに強化をする工夫をしてみたいと存じるわけでございます。

それから地域の管理の、特に河川の事例がございますけれども、全般的に今後、既存ストックをどういふに維持管理していくかという問題で、国だけではなくて地域の管理の問題があるのではないかと、これは防災に大きな影響といいますか、問題があるのではないかとご指摘ございました。それで広域的には、国土基盤のマネジメントの問題につきまして、国がどう関与していくか、今は支援のあり方について、実は第1部で、国が支援をする際に、どういふ考え方をすべきなのかということだけを書いておるのでございますけれども、もう少しその辺も強化すべきかと思いましたので、またご指導をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

○森地部会長　　ありがとうございます。

どうぞ、家田委員。

○家田委員　　どうも遅くなりまして、申しわけございません。家田でございます。

全体、何回も見ているものではあるのですが、大体、でき上がってきて見てみると、感じるところもないではなくて。

1点だけ、申し上げようと思うのですが、このところの、でっかい台風が次から次へと、どんどん来るなんていう、気象の状況の激甚化などを踏まえると、もうちょっとその辺のことを書き込んだほうがよかったかなという感じを持っておりまして、具体的には、30ページの4章の、計画の効果的推進の、国土基盤投資に対する国の戦略というようなところで、この中では国土保全上、対策で重要な森林の整備保全が書いてあり、これはもちろん重要なことなのですが、その後が一気に全国的な危機管理ネットワークの形成ということで、一気にソフトに飛んでしまうので、この間が、やはり人類が3,000年ぐらい着実にいろいろなことに手を打って自然と相手してきているということを見ると、やはり抜くわけにはいかないなという感じを持ちました。具体的にはどのようなことを書けばいいかというと、一つは、防災安全性のようなことを考えて、合理的な土地利用計画を着実につくって、しかもそれを厳格に運用するというようなことは、ここでぜひとも人口が減っていく中ですから言うておきたいし、それに加えて、治山とか治水のような防災上の基盤整備、基盤投資に関して、もちろん選択的で合理的なものではなくてはいけないので、そこは入れてほしいのですが、しかしそれを着実に実施していくというようなことを、もう少し入れておいたほうがいいのではないかなという感想を持っております。どうぞご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○森地部会長 どうもありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。家田先生、今の件は伺っておけば、よろしいですか。

○小野計画官 はい、河田先生のご指摘とも共通すると思いますので、検討させていただきます。

○森地部会長 私のほうからも、事務局にはもう申し上げているのですが、1点だけ。この計画は中長期の計画ですが、そうはいえ、半年間、時間がありましたので、各省庁が既にいろいろな新しい法律とか、つくっておられます。これも第1歩といったような。そういうことを踏まえると、もう一歩というか、あるいはそれを前提にした書き方に変える必要があるかなと思います。二地域居住についてもそうですし、地域のいろいろな応援の施策も打ち出されていますし、あるいは最近の議論の所得格差の話なんかも、ここで十分議論はしてはしましたが、世の中の半年間の動きをちゃんとわかった上で表現するような、そのことをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかにご意見もないようですので、議論をこれで終わらせていただきたいと思います。

最後に、当部会の今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○鳥飼総合計画課長 今後のスケジュールでございますけれども、今回は、引き続き、最終報告に関する調査審議の第5回目のご議論をお願いしたいと考えております。現在、各委員におかれまして

は、複数の日にちについて、日程をあけていただいているところでございます。今後、日程及び場所の確定を急ぎまして、後日、正式にご案内させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○森地部会長 どうもありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。これをもちまして、本日の国土審議会計画部会を終了したいと思います。大変ご熱心なご議論を賜りまして、ありがとうございました。

終わりに当たり、事務局から連絡事項等がございましたら、よろしくお願い致します。

○幾度総務課長 はい、ありがとうございました。

1点、ご報告でございます。

本日の会議は、部会の成立に必要な定足数に満ちておりませんので、扱いとしましては、懇談会という形で取り扱わせていただきます。議事録につきましては、これまでの扱いと同様、会議冒頭に申し述べました、通常の部会における扱いと同様、公開とさせていただきます。

それから本日お配りいたしました資料、大部でございますので、お席にそのまま置いていただければ、後ほど、事務局からお送りさせていただきます。

以上をもちまして、本日の懇談会を閉会とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○森地部会長 どうもありがとうございました。

閉 会